

後見支援預金の取扱い開始について

筑後信用金庫

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫は新たな商品として「後見支援預金」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

「後見支援預金」は、後見制度（成年後見または未成年後見）により支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に預託する預金のこと、口座の開設から預金の払戻し、解約まで家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱われるものです。

なお、本商品は、福岡県信用金庫協会と福岡家庭裁判所の間での協議を経て、取扱い開始に至ったものです。

記

1. 取扱商品

後見支援預金（普通預金）

- ・有利息型
- ・無利息型／決済性預金

2. 取扱開始日

令和2年10月1日

3. 利用対象者

福岡家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方で、同裁判所より口座開設の「指示書」の発行を受けられた方。

4. 商品特性

- ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づきお取引いただけます。
- ・キャッシュカードは発行致しません。
- ・公共料金等の自動お支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。

*詳しくは[商品説明書](#)をご覧ください。

*ご不明な点は当金庫窓口までお問合せ下さい。